

空家所有者（管理者）様へ

※申込前に必ずお読みください。

○情報提供に同意いただいた個人情報、空家の利活用（売買または賃貸借）のために町の登録事業者に提供いたしますが、本事業の目的以外には、利用いたしません。

本事業の登録事業者とは

（一社）熊本県宅地建物取引業協会荒尾支部の会員で、本事業の登録事業者として町に登録している宅地建物取引業者

※詳しくは、「長洲町空家利活用促進事業登録事業者名簿」をご覧ください。

○長洲町内に空家を所有（管理）している方が申し込みの対象となります。

○申し込みをした場合、登録事業者から直接所有者（管理者）の方へ連絡させていただきます。

○紹介された登録事業者への空家の利活用（売買または賃貸借）に関する相談の結果、空家バンクへの登録を希望する場合は、長洲町空家バンク登録申込書を提出してください。

○空家バンクへの登録を希望する物件の調査後、紹介された登録事業者と空家の売買や賃貸借に関する交渉を行っていただきます。媒介契約を締結するかどうかについては、話し合いのもと所有者（管理者）の方が決定してください。

※町が紹介した登録事業者と必ず媒介契約を締結しなければならないものではありません。紹介された登録業者と交渉が進まなかった場合は、町に再度ご相談ください。

○町では、登録事業者の紹介はしますが、空家の売買や賃貸借の交渉・契約については、直接これに関与しません。また、契約に関するトラブル等については、交渉・契約の当事者間で責任を持って解決をお願いします。

○売買等の契約が成立した場合は、宅地建物取引業法第46条第1項の規定により国土交通大臣が定めた額の範囲内において、報酬（仲介手数料）の支払いが必要となります。詳しくは、調査を依頼する登録事業者にご確認ください。

※空家等の情報提供を行っていただいても、物件の状況等によっては、登録事業者が取り扱えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

以上のことをご理解頂いた上で、お申し込みください。

■空家に関する情報提供の流れ



①空家の所有者等の方は、町へ空家に関する情報提供同意書を提出していただきます。

②町は宅建協会の会員で、本事業の登録事業者である宅地建物取引業者の中から決定した1社へ同意いただいた個人情報を提供します。

③町から依頼を受けた登録事業者は、所有者等の方へ直接連絡をします。

④空家の所有者等の方は、紹介された登録事業者へ空家の利活用（売買または賃貸借）に関する相談を行います。